

第4回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成22年4月27日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、 三神 和子、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 1人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第24号議案 非常勤・臨時職員の任免 2. 第25号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について 3. 第26号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 4. 第27号議案 豊島区学校事務職員の職務に関する規程の制定について 5. 第28号議案 臨時職員の任免 6. 協議事項 豊島区立学校教科用図書採択について 7. 報告事項 平成21年度教育委員会後援名義使用の承認状況（第4四半期） 8. 報告事項 豊島区教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の改正について 9. 報告事項 「教育ビジョン2010 - 豊島区教育振興基本計画」について（冊子配布） 10. 報告事項 必置主任の報告について（追加） 11. 報告事項 校長の職務代理について 	

審議経過

委員長)

第4回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は廣田委員と清田委員にお願いいたします。傍聴希望の方が1名いらっしゃいますが、第24号、第28号議案、報告事項第5号は人事案件のため、非公開といたします。よろしいでしょうか。(委員全員了承)

(1) 第24号議案 非常勤・臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

新任の方たちは、新規で募集をしたのでしょうか。

教育総務課長)

新規募集で採用した方もいます。学校開放管理員は、新任、再任ともに過去の経験を重視して採用いたしました。

委員)

社会教育指導員は職員定数があると思いますが、さらにそれを1名増員したということでしょうか。

教育総務課長)

社会教育指導員に関しては、平成22年度の新規拡充予算で認められたため、採用いたしました。平成21年度においても、新規拡充予算として認められておりましたが、適任者が見つからず、採用が遅れたという経緯がございます。

委員)

埋蔵文化財の仕事をする上で、戦力になるので採用されたのでしょうか。

教育総務課長)

別の自治体の教育委員会で文化財保護の行政嘱託員として勤務されていた方でございます。その際に、埋蔵文化財、発掘調査、報告書作成に携わった経験があり、採用に至りました。また、現在も大学の博士課程で研究を続けています。

委員)

学校開放管理員に関して、すでに着任する学校は決まっているのでしょうか。

教育総務課長)

今回の議決を踏まえ、これから学校に通知いたします。

委員)

学校開放管理員は高齢の方が多いようですが、これはシルバー人材センターを活用しているのでしょうか。

教育総務課長)

教育委員会直営で採用をしています。

委員)

経験者がいるとのことですが、それ以外にも新規に応募があったのでしょうか。

教育総務課長)

経験がある方は、過去の経験が生かせるよう優先的に採用いたしました。経験がない方も新任の中にはいます。

委員)

ワークシェアリングということばもありますので、経験がない方も積極的に採用すべきだと思います。

教育総務課長)

学校開放管理員は、元は学校警備員が担っていました。現在、学校警備は退職不補充という方針で、学校ごとに勤務形態が際に再任用職員・非常勤・臨時などに分かれていますので、将来的には勤務のあり方を考えていかなければなりません。勤務体系を一律にして、事務の煩雑化を解消し、ワークシェアリングなども考えますと、業務委託の必要もあると考えております。

委員)

年齢や経験など、学校開放管理員に求める資質はあるのでしょうか。

教育総務課長)

学校開放管理員に一番求められるのは、子どもたちの見守りです。主事室にいただけではなく、子どもと一緒に遊んだり、校庭や体育館で子どもを見守りをするのが求められています。選考の時点ではその判断が難しい部分もございますが、学校には、校長や先生、主事もおり、実際に校庭に出て見守りをしておりますので、経験を積むにつれ、子どもたちと一緒に遊んだり、注意をしたりしなければならないことが分かってきます。そういうことがきちんとできる方を優先的に採用するようにしています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

(2) 第28号議案 臨時職員の任免

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

新任者が5名いますが、これは英検、数検、漢検の時間が増えたので増員したということでしょうか。

統括指導主事)

平成21年度は、英検、数検、漢検を含めて全部で16名を雇用しておりました。本年度も計16名、今回は人員の入れ替わり等を含めて、新任を5名採用いたしました。

委員)

漢検の成果は把握をしているのでしょうか。

統括指導主事)

平成21年度は7校で講習を行いました。参加人数は293名で、5級は49名、4級は70名、3級は149名、準2級は63名、2級は9名が合格しおおむね合格率は50%でございました。

委員)

新任の方に年齢が若い方がいらっしゃいますが、これについてご説明をいただきたいと思えます。

統括指導主事)

2名とも教員免許をまだ取得しておりませんが、英検2級、漢検2級を取得しておりますので、今回講師をお願いいたしました。

教育長)

東京都は人材不足であり、学生に人材を求めざるをえない部分があります。きちんと資格や要件が満たされているかどうかは、備考欄に書くなどして今後は示していきたいと思えます。

また、今年度から実施している土曜日活用もそうですが、すべて外部からの人間に頼るのではなく、学校の先生たちが色々なケースに対応できる能力やノウハウを磨くシステムをつくっていくことが大切です。土曜日活用も踏まえて、研修のあり方や人材育成のあり方について考えていくべきだと思います。

委員)

英検は大学受験などでは有利かもしれませんが、大学卒業後の就職や留学をする際には、TOEICやTOFELの方が重視されます。そういったことも視野に入れていただくといいと思えます。また、英検として広く通用するのは、準1級や1級なので、それも見据えていただくといいと思えます。

統括指導主事)

高校入試の際に、英検3級や準2級を持っていると若干優遇がされる場合があります。中学生ということで英検取得に取り組んでおりますが、国際社会に通用するという観点からすると、TOEICやTOFELも重要な試験だと思います。そういったことも検討していきたいと思えます。

委員長)

英検や漢検2級を持っていれば、中学生の指導は十分にできるのでしょうか。

統括指導主事)

中学生は、卒業段階レベルでだいたい3級が目安となっております。準2級が高校2年生の目安です。多くの子どもたちが3級を目指して、中学2年生、3年生で勉強をしています。3級程度であれば、2級を持っている講師でも指導できると思えます。準2級につ

いては、水曜トライアルスクールだけでなく、他の場で学習することが合格に必須だと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第28号議案了承)

(3) 報告事項第5号 校長の職務代理について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 第25号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

委員)

毎年、新年度になると任命されるのでしょうか。

教育指導課長)

必ず、衛生委員会については選任されることになっております。

委員長)

再任でも構わないのでしょうか。

教育指導課長)

再任は妨げません。

委員)

教職員の衛生管理、メンタルヘルスだと思いますが、何かあったら専門医に相談するのでしょうか。

教育指導課長)

そうした窓口としての機能もあります。また、こういったシステムがあるということを教職員等に周知を図り、初期対応ができるようを推進していきます。

委員)

今まで、かなり効果があったということでしょうか。

教育長)

条件整備が整っていなかったということで、一昨年から行政の中と各職員団体代表と要綱を整備いたしました。今後は公平な立場から、職場の衛生環境や教職員の休憩等、できるところから改善していこうということで、選任されています。

委員長)

労使間での条件整備ということですが、労働組合からも委員に選出されているのでしょ

うか。

教育指導課長)

別表2に衛生について関連を有する職にある者として、教育委員会事務局の課長と小・中学校長会長、また、衛生について経験を有する職にある者として、小中学校職員が挙げられています。

委員長)

衛生について経験を有する職にある者とは、どのような経験があって名前が挙げられているのでしょうか。

教育指導課長)

職場環境ということで、労使の関係もございます。そういった経験を有する者として配置をしておりますので、役割や経過については今後見守っていただきたいと思います。

学校運営課長)

衛生について経験を有する職にある者とは、労使の「労」の方でありまして、各職員団体の代表で、現場をよく知る者ということで、この委員に選出されています。

委員長)

衛生面で優れた実績があるというわけではないということでしょうか。

学校運営課長)

優れた実績があるというよりは、教職員の労働環境をよく知っている者の代表と認識しております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第25号議案了承)

(5) 第26号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

(6) 第27号議案 豊島区学校事務職員の職務に関する規程の制定について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

教育長)

今まで不明確であった学校事務内容について整理し、一般論として標準的な事務ということで、特別区教育長会においても東京都教育委員会より示されました。そして、職場での適切な学校運営が図られるように活用していただきたいという申し入れも東京都教育委員会よりありました。それを受けて、事務局内部で検討をし、通知を差し上げる予定です。豊島区の実情を踏まえて整理し、校長の判断の基準となるものを明確にしていきたいと思っております。

委員)

豊島区立学校の管理運営に関する規則の第13条の2の委員会とは何を指しているのか

しょうか。

教育総務課長)

委員会とは教育委員会のことでございます。この規程を受け、第27号議案で事務職員の職務を定めませんが、職務の分類までの規定にとどめるのが望ましいという法規解釈ですので、東京都から通知のあった具体例については、教育長通達として別に定めます。

委員長)

東京都が示している学校事務職員の標準的職務と豊島区が示す学校事務職員の標準的職務があり、さらに細かい職務内容は示されておりませんが、それが示されないと学校によって格差が生じてきてしまうと思います。細かな職務内容は別のところから今後示されたりするのでしょうか。

教育総務課長)

具体例として例示する部分につきましては、教育長通達とし、豊島区立学校の管理運営に関する規則と豊島区立学校事務職員の職務に関する規程と3本立てでございます。

委員長)

当然、今まで学校事務職員がやってきた職務や全く新しい職務内容もあると思います。このことについて、今までどれくらい話し合いをしてきたのでしょうか。学校によって格差が出てきてはいけません。具体的で明確な教育長通達がでるとのことですが、これまでどのような過程を経てこのような結果になったのかが見えてきません。

教育長)

それぞれの学校に配置されている事務職員は、校長の命に則して仕事をしていくことは、組織として当然のことです。事務職員にも経験していることと経験していないことがあると思いますので、各学校で状況を把握したうえで、理解を得て協力していただきたいと、校長には基準を示す予定です。学校職員の標準的な事務であって、特別な事務ではありません。これに該当しないものは、各学校の実情に応じて柔軟に対応していただきたいと、通達では盛り込むことになっております。

委員長)

通達を出して、意識化を図ることは大切なことだと思います。昭和32年の通達をそのまま主張しているのはやはり時代に即していないので、まずは区でこういった規程を制定して、事務職員の方に理解をしていただきたいと思います。これを守らなかった場合、罰則規程などはあるのでしょうか。

教育総務課長)

罰則規定はございませんが、校長が事務分掌として明示します。それに外れるような場合には、勤務評定などに影響すると考えられます。

委員)

豊島区立学校事務職員の職務に関する規程を訓令にする意味はあるのでしょうか。

教育総務課長)

訓令とは、上級機関が所管の下級機関に対して発する命令であり、これを規程と呼んだり、要綱と呼んだりしております。基本的には、上級機関が下級機関の職員に対して発する命令であるをご理解いただきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第26、27号議案了承)

(7) 協議事項第1号 豊島区立学校教科用図書採択について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員)

選定委員会の資料作成終了から、教育委員会臨時会までの時間があまりないように思われます。資料は事前に見せていただけるのでしょうか。

教育指導課長)

資料作成につきましては、ある程度の日数がかかってしまいますので日程はぎりぎりになっていますが、それより前に完成しているものに関しては、委員の皆様にあらかじめ見てください、効率の良い、中身のある審議を運営していきたいと思っております。

教育長)

1セット教科書を教育委員会室に展示し、見ていただき、実際に教科書を判断していただきたいと思っております。

委員)

出来れば、選定資料を見ながら、教科書を見ることができればありがたいです。

統括指導主事)

最終の選定委員会が7月20日の予定でして、そのあと事務局において最終調整をしますので、事前にお渡しするのは厳しいと思っております。出来るだけ努力はいたしますが、ご了承くださいと思っております。

委員長)

7月20日に資料はまとまるとのことですが、それ以降に教育指導課で再び検討をするということでしょうか。

統括指導主事)

7月20日の選定委員会においても、調査資料についてさまざまな意見をいただいて、修正をしていくこととなります。

委員)

資料をいただくだけでなく、勉強会のようなものは開いていただけるのでしょうか。

教育指導課長)

勉強会は予定しています。教育委員会定例会の後などにお時間をいただければと思いま

す。

教育長)

対外的に、教科書会社の方や要望書やはがきなど色々なアクションがあると思います。要綱規則でも示されているように、公正中立の立場を貫いて、教育委員一人一人の意見を十分審査して、決定していきます。対外的な意見や要望については、教育委員会のなかで報告していきたいと思います。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(8) 報告事項第1号 平成21年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第4四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問はありますか。

委員)

96番の事業はどんなことをするのでしょうか。

教育総務課長)

子どもの発達や成長に不安を感じている保護者や、集団活動になじめない、学校生活がうまくいわずに自信をなくしているなどの心配を感じている保護者、子どもの支援に関わる専門家、特別支援や教育相談に関わる教育関係、子どもの療育、相談業務に関わる人、表現を取り入れた支援に興味のある人、地域で活動をしている諸団体、教育・福祉・医療・心理系の学生などを対象に、表現活動が持つ可能性や創造性を生きる力につなげるためにシンポジウム「クリエイティブ・アーツ・セラピーと子ども支援」を開催する内容となっております。

委員長)

特別支援教育的な内容なんでしょうか。

教育総務課長)

表現のもたらす癒しの世界ということで、分科会がございます。ミュージックセラピーなどさまざまな分科会に分かれた部分もあります。

委員長)

主催団体はどういう団体なんでしょうか。

教育総務課長)

クリエイティブ・アーツ・セラピーによる専門家グループでございまして、セラピスト同士が協力・連携し合い、より一層の技能向上を目指すこと、サポートシステムを上げていくこと、この分野に興味を持つ全ての方に信頼性の高い情報を迅速に発信すること、また、クリエイティブ・アーツの可能性を信じる者同士が、専門性という垣根を越えて互いに学びあう場を広げていくことを主な目的として活動しています。

委員)

77番の地図力検定試験というのは、費用がかかるのでしょうか。

教育総務課長)

受験料3,000円がかかります。今回、後援名義使用承認事務取扱要綱の改正を提案させていただいておりますが、小中学生が参加する場合はおおむね500円という規定を盛り込んでいます。地図力検定は、社会生活上、有益な知識を習得できることもあり、後援名義使用を承認した経緯がございます。

委員長)

有料かどうかがこの表を見ただけでは分かりません。今後はそれが分かるように、工夫をしていただきたいと思います。

教育総務課長)

ご指摘の部分も踏まえまして、次回には有料かどうかを表に盛り込むとともに、もう少し字体も大きくしたいと思います。

委員)

事業団体について詳しく分からないときは、どのように調べているのでしょうか。

教育総務課長)

今まで、要綱の中できちんと整理されていない部分がございますので、今回は要綱を改め、その中で代表者がいて、また、事務局があることをうたっています。今後の後援名義使用承認にあたっては、それらの事項をきちんと調査し確認することのより、審査を厳密にしていきたいと思います。

教育長)

後援名義使用承認時は、各団体には団体の規約や活動予算の収支、会員名簿を提出していただいています。団体として目的、趣旨が申請されたものと相違ないか確認の上で、私どもも決裁しております。特に新規の申請に対しては、内容が適切かどうかの審査をきちんとしなければいけないと思います。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第2号 豊島区教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

何かご意見、ご質問はありますか。

教育長)

豊島区と豊島区教育委員会の後援名義の両方があります。文化芸術創造都市ということで、文化関係について豊島区と豊島区教育委員会両方の後援名義使用の申請がきたり、豊島区のみ申請がきたりすることがあると思います。文化関係だと今までは豊島区教育委

員会に属していましたが、現在は教育委員会から離れて区長部局へ移行しましたので、申請があったときの区分けはどのようにしているのでしょうか。

教育総務課長)

豊島区と豊島区教育委員会の両方の後援名義使用の申請があった場合、教育に関するものであれば教育委員会の後援名義使用を認めざるをえません。ただ、区において担っている文化部門においても、社会教育における文化財やPTA等の分野であれば、教育委員会が所管することとなります。それ以外の事項については、区の方で優先的に承認をすべきだと思います。こういった姿勢で、豊島区と豊島区教育委員会の後援名義使用の振り分けをするべきだと思いますが、団体によっては両方の申請をしてくる場合がありますので、豊島区教育委員会独自の承認基準をもっていますが、区と連携して後援名義使用承認をしていかなければいけないと思います。

委員)

第4条にある公益法人とは、何を指すのでしょうか。現在、公益社団法人、公益財団法人、一般財団法人などがあると思いますが、あくまでも、公益と名の付いた法人を指すのでしょうか。

教育総務課長)

公益法人及びこれに準ずる団体ということでとしま未来文化財団などが該当しますが、事業内容により、ケースバイケースで後援名義使用を認めることとなります。今後は公益法人改革も予定されておりますので、それが明らかになった時点では、規定も変えていかなければいけないと思います。公益法人と限定してしまいますと、社会的に有益な活動を行っている団体を除外してしまうこととなりますので、要綱には公益法人及びこれに準ずる団体とさせていただきます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(10) 報告事項第3号 「教育ビジョン2010 - 豊島区教育振興基本計画」について
(冊子配付)

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

平成22年度になりましたので、検討委員会の名簿は変わってくるのでしょうか。

教育総務課長)

もちろんメンバーは変わってきます。校長先生や事務局職員を中心に実施計画を作り、いかに推進していくかということに重点を置いて、今年は検討を行い、これからの実施・検証体制を確立していくことを目的としています。その結果を教育委員会においても報告

させていただきます。

委員長)

平成21年度の検討委員会は終了したということでしょうか。

教育総務部長)

そのとおりです。平成22年度の教育課題検討推進委員会の1回目は、すでに開催をいたしました。メンバーは多少変わっておりますが、構成は同じです。4部会ありまして、その中には教育委員会でも話題となりました幼児教育部会もあります。4つの部会の中で15項目の重点事項に振り分けて、その中の88項目の施策を実施するにあたり、すでに予算がついているものは、今年度実施計画を作っていきます。随時、それを教育委員会に報告させていただき、全体の進行管理と来年度に向けての具体的な施策についてご審議いただければと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) 報告事項第4号 必置主任の報告について(追加)

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(午後4時40分 閉会)